

○誌面用・ホームページ用

秋田労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ

**学生アルバイトの労働条件を確かめよう！**

**Point 1** アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

**Point 2** 勤務シフトの設定を適切にしましょう！

**Point 3** アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

**Point 4** アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

**Point 5** アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

お困りのことがあれば、いつでもお気軽に「総合労働相談コーナー」をご利用ください。

＜キャンペーンの詳細や窓口などの情報はこちら＞

秋田労働局  検索 → トップページ内 重要なお知らせ → 「学生アルバイトの労働条件を確かめよう！」

○メールマガジン用

◇秋田労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ◇

事業主の皆さま、学生アルバイトの労働条件を再確認してみませんか？

～学生アルバイトの労働条件を確かめよう！～

＜Q 1＞アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示をしていますか？

＜Q 2＞勤務シフトの設定は適切ですか？

＜Q 3＞アルバイトの労働時間を適正に把握していますか？

＜Q 4＞アルバイトに、商品を強制的に購入させたり、一方的にその代金を賃金から控除させたりしていませんか？

＜Q 5＞アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めたり、労働基準法に違反する減給制裁をしたりしていませんか？

⇒これらの正しい取扱いやキャンペーンの詳細については秋田労働局ホームページをご確認ください。

(URL) [https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage\\_01970.html](https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_01970.html)